

(平成30～31年度支援)

原状回復事業事例：山梨県北杜市汚泥事案

事案の類型	無許可業者による不適正処理
事案の場所	山梨県北杜市
行為者	法人A社及び同社代表取締役、法人B社及び同社代表取締役、法人C社及び同社代表取締役
規模及び種類	産業廃棄物の量 19,882 m ³ 事案地①：13,623 m ³ 、事案地②：6,259 m ³ 内訳 汚泥等 16,157 m ³ 、廃石膏ボード粉 3,725 m ³
支障のおそれ	汚泥及び廃石膏ボード粉が混入した汚泥を含む廃棄物が各事案地に大量に野積みされ、その内部では、4,000 ppmを超える硫化水素が発生していたことが確認された。 各事案地とも周囲には田畑があり、付近に一級河川がある。 河川の氾濫などによって、野積みされた産業廃棄物が崩落した場合、硫化水素が周囲に拡散するなど生活環境保全上の支障が周辺地域に及ぶおそれがある。
対策工の概要	当該廃棄物にセメント及びベントナイトを加え混練し、セメント安定化した上で、各事案地に残置
除去した廃棄物の種類及び量	行為者が自主撤去した汚泥（計756 m ³ ）以外、事案地に残置
代執行費用	628,040,761円（支援対象事業費）
支援した資金額	439,628,000円

【事案概要】

A社は、産業廃棄物の処理に係る許可を有しておらず、当該各事案地を管理している事業者である。また、B社は産業廃棄物中間処理業（破砕分離、肥料製造）の許可、C社は産業廃棄物中間処理業（廃石膏ボードの破砕乾燥）の許可を有する事業者であり、いずれも静岡県内で操業していた。

C社は、排出事業者から受け入れて処理した廃石膏ボードの破砕処理後物を肥料原料又は土壌改良資材と称して、肥料製造の許可品目でない廃石膏ボード粉をB社に処分委託した。

B社は、排出事業者から受け入れた産業廃棄物を適正処理せずに混合肥料と称して、C社より受け入れた廃石膏ボード粉とともに、平成24年2月からA社管理地である当該各事案地に運搬した上で、A社に処分委託し、A社は運搬されてきた産業廃棄物を野積みして放置した。

平成25年5月に周辺住民から情報が寄せられたことから、県は対応を開始した。平成26年9月に警察がA社及びB社の家宅捜索を行い、平成27年2月に両法人の代表者を逮捕

した。その後、A社代表者は平成28年1月に有罪判決を受け、最終的には最高裁へ上告したが、同年9月に上告は棄却され、判決が確定した。また、B社代表者は平成27年9月に有罪判決を受け、判決が確定した。

県は、平成28年3月にA社及びB社並びにそれら代表者に対し、野積みされた産業廃棄物の全量撤去を命じる内容の措置命令を発出するとともに、平成29年3月にはC社に対し、野積みされている産業廃棄物のうち相当量の撤去を命じる措置命令を発出した。

A社は、平成30年6月及び9月に県へ撤去計画書を提出し、約103m³撤去した。B社は、平成29年12月に撤去計画書を提出し、約522m³撤去した。

また、C社は平成30年3月に県へ撤去計画を提出し、撤去作業を開始し、約130m³を撤去した。

硫化水素による生活環境保全上の支障のおそれがある中、撤去が進まなかったため、県は平成30年8月から野積みされた産業廃棄物にコンクリート及びベントナイトを加えて混練し、強度を確保した上で整形して事案地内に残置する行政代執行に着手し、令和2年1月に支障除去事業が完了した。

代執行前

事案地①



事案地②



代執行後

事案地①



事案地②

